

通信ログ保存の在り方に関する報告（案）

令和8年3月

通信ログ保存の在り方に関するワーキンググループ（以下「本WG」という。）において、通信履歴の保存期間等に関する事業者ヒアリングを実施したので、その結果等について報告する。

- 1 通信履歴¹の保存については、本WG及びICTサービスの利用環境の整備に関する研究会での取りまとめを踏まえ、令和7年10月1日、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの解説²の改正を行い、CP及びAP³において、業務の遂行上必要な通信履歴を対象に、少なくとも3か月から6か月程度保存することが社会的な期待に応える望ましい対応であることを明記した。また、同年9月16日、事業者団体に対し、会員事業者に同対応をとるよう周知する旨の要請を行った（以下、上記改正及び上記要請を併せて「本改正等」という。）。
- 2 本WGでは、本改正等のフォローアップとして、令和8年2月、事業者ヒアリングを実施した。事業者ヒアリングの結果、同時点において保存期間が3か月に満たない事業者が一部認められたものの、複数の事業者が、本改正等を踏まえ、業務の遂行上必要な通信履歴を対象に、少なくとも3か月は保存するように保存期間を延長したことが認められ、また、多くの事業者が、業務の遂行上必要な通信履歴を対象に、少なくとも3か月から6か月程度保存していることが認められた。
- 3 上記事業者ヒアリングの結果を踏まえると、多くの事業者が本改正等の内容を遵守していることから、本改正等により一定の効果があると認められる。他方で、一部の事業者が本改正等の内容に応じていないことも認められた。こうした課題に対しては、引き続き本改正等の内容の遵守を求めていくとともに、今後も、実効性の確保や通信の秘密をはじめとする利用者利益の保護の観点を踏まえながら、必要に応じて検討を行うべきである。

¹ 本報告における通信履歴とは、利用者が電気通信を利用した日時、当該電気通信の相手方その他の利用者の電気通信に係る情報であって当該電気通信の内容以外のものをいう（電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号（最終改正令和7年個人情報保護委員会・総務省告示第2号））第38条第1項記載のもの）。

² 脚注1記載のガイドラインの解説（令和4年3月（令和7年12月更新））

³ 本報告において、CPとはSNSやインターネット上の掲示板等のサービスを提供する事業者をいい、APとはインターネット接続サービス提供事業者をいう（脚注2記載のガイドラインの解説第38条第1項記載のもの）。